

## 熊本市障がい者自立支援協議会で取り扱う課題一覧(平成29年度提案分)

委員提案内容				平成31年4月現在の状況	障がい者生活プラン			進捗状況
分野	課題	提案理由(要約)	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性・具体的取組			
地域生活支援拠点整備	地域生活支援拠点に必要なショートステイ拡充に関する検討	面的整備を基本とする熊本市のプランでは、今後ショートステイの拡充が不可欠であると考える。現在のショートステイ事業所は予約がいっぱい、土日利用は特に難しい状況にある。まず、ショートステイの利用状況と、希望者、利用者からアンケートなどにより、熊本市の状況を確認したい。	これを手始めに、調査結果をもとに面的支援では他にも何が足りないかを考えていく必要があると思う。	今後、地域生活支援拠点整備を進めいくにあたり、短期入所のニーズや実態については確認する必要があると考える。 また、緊急時の受入体制の確保のための方策については、現在検討を進めている。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者 本位の地域生活支援	(1)施設等から地域生活への移支援 (2)地域生活支援拠点等の整備	検討中
自立支援協議会の進め方	保健・医療・福祉・教育・労働の各分野から委員が参加しているため、それぞれの分野の課題を共有化できる機会が欲しい	障がい福祉に係る支援の体制上の課題を検討する際に、特に、保健・医療・教育分野での課題が見えにくい。 個人的印象かもしれないが、福祉分野での課題やそれに対する協議・検討は概ねされていると思う。		本会議や部会には様々な分野の方にご参加いただいているので、障がい児者にまつわる課題等をぜひ挙げていただき、共有や必要に応じ解決に向けた協議等を行っていただき。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者 本位の地域生活支援	(2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実 (7)関係機関・団体との連携による支援体制の充実	実施中
	各部会で事例検討された内容を集積し、社会資源の開発や政策提言(行政やサービス事業所への働きかけ)につなげる	事例の積み上げが各部会の中では充分なされていると思われるが、各部会に参加していない委員もおられることから、事例検討され、抽出した課題を委員で共有し、議論する機会があれば委員の資質の向上(様々な立場での委員が参加しているので)にもつながるのではないか。 分野を超えてネットワーク構築をどう図っていくかも課題の一つ。		各部会で様々な取り組みや検討を進めているが、取り扱う課題の中には、部会に参加していない関係者からの助言等を必要とするものや、分野を超えて関係者と共有すべきものがあると思われる。そうした内容は本会議で取り扱う内容としてご提案いただきたい。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者 本位の地域生活支援	(2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実 (7)関係機関・団体との連携による支援体制の充実	実施中

委員提案内容				平成31年4月現在の状況	障がい者生活プラン				進捗状況
分野	課題	提案理由(要約)	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性・具体的な取組				
自立支援協議会の進め方	各支援機関等の連携体制が障がい当事者及びその家族にとって実質的に役立つものとなっているのかの客観的な評価	「連携」あるいは「ネットワーク」の強化によって、いわゆる「セーフティーネット」の充実が図られ、支援の輪からこぼれる人たちが出ないようにしよう、という取り組み自体は重要な認識している。だが、一方で、「オールくまもと」という捉え方がかえって、「誰が(どこが)責任を持って、継続した支援を行っていくのか」という「責任の所在」を曖昧にしてしまってはいないか、という懸念が、障がい当事者や家族の意識の中にはある。支援を求めている人にとっては、あたかも「ワンストップ」で、求める支援を受けられる、という体制を整えることこそ、自立支援には求められるのではないかと考える。	発達障がいについて言えば、発達障がい者支援センターみなわが、これまでの相談事業等の実績を数値的に分析・評価している資料があり、同センターの連絡協議会で報告されているが、分析内容が連携している各機関で有効に活用される機会がない。他の障がいについても、同様の支援機関等が有する分析資料等が活用されていないのではないかと懸念される。こうした資料を「可視化」し、「実質的」に活用されることこそ、自立支援協議会に求められるのではないかだろうか。	熊本市では障がい福祉に関連する会議や協議体は複数あり、取り扱われる事項も様々であるが、部会や本会議で検討を進める際にそうした別会議での報告資料等が必要な場合は、可能な範囲で提供させていただきたいたい。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実	⑦関係機関・団体との連携による支援体制の充実	必要に応じて検討
相談支援体制	相談支援事業所が不足し、計画相談の受け入れが難しい状況にある	特定一般相談支援事業所の受け入れが難しく、すぐに計画相談へ繋がらないことがあるため、特定相談支援事業所の確保が必要である。	熊本市より相談支援事業所の確保が出来る体制作りを検討してもらいたい。	平成29年度に特定相談支援事業所を4箇所、平成30年度に10箇所指定したところ。事業者の拡充については、適正な報酬単価の設定について継続的に国へ働きかけるとともに、様々な機会を捉え、相談支援事業への参入を勧奨するなどにより、相談支援事業所の確保に努めたい。 また、平成30年4月の報酬改定にて新設された加算等について、趣旨及び適切な算定方法等について、相談支援部会等で周知を図り、加算の取得促進に努めている。相談支援専門員を複数人配置することで、加算を取得でき、さらに加算を取得することで、経営面の安定化も図されることを、今後も様々な機会を捉えて、周知していきたい。また同時に、相談支援事業所の質の確保・向上にもつながることを期待している。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実	①相談支援事業の充実	実施中
	福祉サービスを利用するために契約できる相談支援事業所が見つかりにくい(単独で探される方については各区役所の福祉課のサポートが得られないのか)	支援機関に繋がらず、単独で相談支援事業所を探すことに苦労されている方がいる現状がある。福祉サービスを安心して利用していただくためにも、手続きまでのサポートを行政機関がする必要があると考えるため		障害福祉サービスの支給申請の際には、区役所において相談支援事業所の一覧を渡すとともに、利用者のニーズに応じていくつかの事業所の案内を行っている。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実	①相談支援事業の充実	実施中

委員提案内容				平成31年4月現在の状況	障がい者生活プラン			進捗状況
分野	課題	提案理由(要約)	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性・具体的取組			
相談支援体制	居宅支援事業所と相談支援事業所との関係について	相談支援事業所においても人手不足が問題と思われるが、サービス事業所との連携が取れない相談事業所も見受けられる。連絡、相談したい際、担当者が不在のことが多く、個人的な要求を強要される等の利用者に対して自立支援や公平公正なサービス提供に反すると思われる事例に対しても個々で対応せざるをえない状況にある。また、行政機関でも、一部の養育支援において、本人等へ十分な説明をしていない等、丸投げの事案もあるとの意見も出ている。	利用計画に則った自立支援が基本であるため、チームで支援していかなければ公正な利用が担保できなくなる恐れがあり、介護保険制度への移行を見据えた連携をお願いしたい。いわゆるモンスターな利用者に対するサービス事業所の相談窓口等も設置してもらいたい。	相談支援事業所に対するご意見等については、指定・指導を担当している障がい保健福祉課が窓口となり対応している。 介護保険制度への移行については、移行前に、区役所福祉課職員が利用者へ説明を行い、円滑な移行を勧めているところ。また、必要に応じて福祉課の高齢班とも連携を行っている。 今後、共生型サービスの動向等も踏まえ、適切に対応したい。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援 (2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実 ①相談支援事業の充実	実施中	
権利擁護	「成年後見制度利用促進基本計画」の中で、平成33年度までに「体制整備」を行うことと「中核機関」を設置すること等がうたわれているため、議論が必要ではないか	地域生活支援拠点等整備事業は基幹型相談支援事業所の整備と共に対応を協議するようだが、成年後見制度利用促進基本計画の中でも「地域連携ネットワーク」の構築や「中核機関」を整備する中に、相談支援事業所やサービス提供事業所もイメージ図には記載がある。現在国が示している工程表では平成33年度迄に整備するとなっているが、熊本市障がい福祉計画(第五期)は平成30年度～32年度となっており、障害福祉計画に乗せて検討することが難しいので、自立支援協議会や場合によっては部会等も活用し、協議や意見集約等を行い、熊本市としてどの様な形が求められているのか等を検討するべきと考える。拠点整備事業でもネットワーク、利用促進計画でもネットワークで正直混乱しそうな感じがする。	正直検討がついていないが、これについては家庭裁判所等の考え方や思惑等も関連する所があると思われるのでは、まずはこの法律(成年後見制度の利用の促進に関する法律)や現状の法定後見制度の課題等を関係者が知る所(研修を開催したり等)から始めるべきではないかと考える。	成年後見制度利用基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律29号)に基づき平成29年3月24日に閣議決定されたものである。(計画の対象期間はH29～33年度の5年間) 市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされた。 政令市においても20都市中、18都市について今後検討または未定とのことである。本市としては法人後見の実施、市民後見人の養成など既に取り組んでおり、また家庭裁判所や弁護士等の専門職との連絡会議もあることから既存のものを有効に活用しつつ国や他都市の動向を注視しながら今後進めてまいる。	第2編 第1章 【基本目標1】 障がいへの理解促進と権利擁護	2 差別の解消及び権利擁護の推進 (2)権利擁護の推進、虐待の防止 ③権利擁護に対する支援(成年後見制度)	必要に応じて検討	

委員提案内容				平成31年4月現在の状況	障がい者生活プラン			進捗状況
分野	課題	提案理由(要約)	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性・具体的取組			
障害福祉サービス	福祉サービスの手続きに時間がかかり、利用までの待機期間が長い	各区によって待機期間にバラツキがあり、利用者に見通しを伝えづらい。また、利用までの待機期間に就労意欲の低下や経済的に不安定になる方もいる。	福祉サービス事業所(特にA型・B型)の利用が決まった方が早期に就労できるよう手続きを簡略化することはできないか(例えば、受給者証を交付後に相談支援事業所が中心となり残期間中に利用の適性を確認する等)	平成26年度末から支給決定期間短縮に向けた業務改善を行っている。平成28年度は障害児通所支援のみの決定を受ける者の更新決定において、約3年に1回の更新時のみ調査を実施し、それ以外の更新決定時の調査を省略する等の業務改善について検討し、平成29年度から取り組んでいるところ。今後も、業務改善後の効果を検証するとともに、区役所福祉課と協議を行いながら期間の短縮につなげたい。 なお、平成30年4月より導入された放課後等デイサービスの報酬区分に伴い、国が定める指標に該当するかを認定する必要があり、全対象者に調査を実施する必要性が発生した。 <u>しかし平成31年4月以降に障害児通所支援の更新申請の勧奨をする者については、約3年に1回の調査とする取扱い(平成29年度とほぼ同様の取扱い)を復活させている。</u>	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援 (3)生活を支援する障害福祉サービス等の充実	①障害福祉サービス等の円滑な提供	実施中
障害福祉サービス	65歳以上の方の福祉サービス(特にA型・B型事業所)の利用が、熊本市だけできない。	支援の現状として、65歳以上でも就労意欲と能力のある方が多く、そうした方の生きがいのためにも働く場所の確保が必要だと感じるため。また、熊本県内でも65歳以上の就労系福祉サービス事業所(特にB型)が認められている地域もあるので、熊本市にも認めてもらいたい。	65歳以上の就労系福祉サービス事業所の利用申請ができるという熊本市の事業政策を改修していただきたい。	就労移行支援及び就労継続支援A型については、申請日時点が65歳未満の者であれば、65歳以上になった後も継続して利用することを可能としている。 就労継続支援B型の対象者については、国の基準では年齢制限の考えはないが、年金制度等の関連性を理由に、本市独自に「65歳未満」の要件を定めていた。 しかし、見直しを求める意見も挙がっていることから「65歳未満」とする就労継続支援B型の対象者については他都市照会等を実施し、見直しについて区役所福祉課と協議した結果、平成30年度より年齢要件を撤廃することとした。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援 (3)生活を支援する障害福祉サービス等の充実	①障害福祉サービス等の円滑な提供	検討中(一部実施中)

委員提案内容				平成31年4月現在の状況	障がい者生活プラン			進捗状況	
分野	課題	提案理由(要約)	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性・具体的取組				
	ヘルパーの人材不足が深刻となっており、障がい者の在宅生活の維持が厳しくなっている。	<p>地域で生活している重度の障がい者のケースで、深夜帯や早朝のヘルパー事業所の撤退があり、次の事業所を見つけられない状況が初めて起こっている。もともと、深夜帯や早朝を担ってくれる事業所自体が少ないこともあるが、担い手のヘルパーが辞めると次を補充できない事業所も多い。他にも、朝の支援の時間を本人の希望する時間から変えないといけなかったケースもある。このままでは、地域で暮らし続けること自体が難しくなっていくと考えられる。</p> <p>また、地域生活をしている重度の障がい者が、一時的に数か月入院し、退院をする際、ヘルパー事業所が見つからない事案が起こっている。本人の地域に戻って生活したいという想いがかなえられない事態が発生しており、今後も同様の事案が発生すると考えられる。</p>	<p>ヘルパーの人材不足については、ヘルパー事業所も訪問介護員の人材不足改善のための検討会を開催し、市とも情報交換を行っていると聞いている。本協議会でも現状を確認し、ヘルパーが入れない状況が起こった時の対応についてのアイデアを出し合って、今ある制度の柔軟な対応ができないかも含めて協議しておく必要があると思う。</p>	<p>平成30年度においては、ヘルパー事業所を5箇所指定したが、事業所不足が深刻である地域もあるため、引き続きヘルパー事業所の新規開設の勧奨を行っていく。なお、訪問介護事業所やホームヘルパー協議会、公共職業安定所、市しごとづくり推進室等とも連携を図り、ヘルパー事業所の人材不足が少しでも解消できるよう、「訪問介護事業所説明会」を平成29年8月に開催した。説明会では、ヘルパーの仕事内容や魅力についての説明、各事業所による求職相談等が行われた。(参加者:学生から一般まで55名)</p> <p>今後もこのような説明会を通して、ヘルパーの仕事内容や魅力を周知するとともに、良質な人材の確保が継続的にできるよう適正な報酬単価の設定について国へ働きかけ、また、各種協議会での協議等を通じて、人材不足の解消に努めていく。</p>	<p>第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現</p>	<p>1 利用者本位の地域生活支援</p>	<p>(3)生活を支援する障害福祉サービス等の充実</p>	<p>①障害福祉サービス等の円滑な提供</p>	検討中
障害福祉サービス	ヘルパーの人材不足が深刻となっており、障がい者の在宅生活の維持が厳しくなっている。	昨年度もヘルパーの人材不足について、お知らせしていたが、引き続き課題抽出も含めて改善策を協議させて頂きたい。	<p>訪問介護員と施設の介護職員とでは資格条件も含めて、かなりの差がある事を再認識が必要。利用者宅が支援の場所であるため劣悪な環境等も多々あり、ヘルパーの健康被害も発生することから、長時間の支援は難しい。</p> <p>訪問介護員は福祉の専門職であるため、掃除屋や調理人とは違うことを申し添える。</p>	<p>現状の把握に努め、改善策について検討したい。</p> <p>また、事業所指定やヘルパーの人材確保等に関する現状の対応としては、前項目に記載のとおり。</p>	<p>第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現</p>	<p>1 利用者本位の地域生活支援</p>	<p>(3)生活を支援する障害福祉サービス等の充実</p>	<p>①障害福祉サービス等の円滑な提供</p>	検討中

委員提案内容				平成31年4月現在の状況	障がい者生活プラン			進捗状況
分野	課題	提案理由(要約)	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性・具体的取組			
	喀痰吸引等の実地研修について	士士法改正により認定事業者は医師の指示により喀痰吸引等の支援が実施できる事となつた。基本研修については研修機関等充実しているが、実地研修について、指導看護師の確保や対象利用者の確保など訪問介護事業所によって差がある現状がある。医療法人系事業所や施設系事業所は実施しやすく、真に必要と思われる在宅のみの事業所は実地研修までのハードルが高くなっている。	可能ならば情報提供(公開)や行政機関等の積極的関与を希望する。	喀痰吸引等の実地研修は、財団法人 総合健康推進財団が熊本県からの委託を受け行っている。今後、研修等に関する情報がある場合は周知に努めていく。 指導看護師については、医療機関や訪問看護事業所等にお願いするなどして、確保をお願いしたい。 本市の取組みとしては、H28年度から在宅の重症心身障がい児者の支援を担う人材育成を目的に訪問看護職員や相談支援専門員等を対象に「重症心身障がい児等支援者研修会」を開催しており、講義のほか演習をカリキュラムの中に取り入れている。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者 本位の地域生活支援 (5)福祉 に携わる 人材の育成	—	実施中
障害福祉サービス	障害福祉サービス(居宅介護)の支給に関する基準について	障害福祉サービス等の支給に関する基準について、食事介助は0.25時間、洗濯は週1回0.5時間等、現実的に困難な支給算定基準になっています。その他にも入浴は週3回といった利用者の生活を全く無視した基準があります。何を基準に作られたものなのか、また、この基準について市はどのように認識されているのか教えてください。		基準時間及び基準回数は、障害種別ごとの特性、障害の程度等を総合的に踏まえ、他の支援内容、複数日分の支援等が一体的に提供されることを勘案して設定したもの。 これらの基準を参考に支給量の算定を行うが、基準を超える時間・回数の希望等があった場合は、真に必要性があることの確認を行った上で支給を行う。例えば、入浴については、褥創の処置等、医療的な対応を含めて基準(週3回)を超えた回数が必要と認められる場合に、医師の診断書等で内容を詳細に把握し、必要な期間、回数等を勘案して基準以上の支給を行うこともある。 また、当該基準について本市としては、隨時検討を行い、より適切な基準を設定する必要があると考えている。H30年度において、見直しの検討に向け他都市の状況や利用者の生活実態の把握等を行い、調査結果を基に、H31年度当初予算での一部改善を目指していたが、利用者調査の内容に関して財政当局から指摘を受け、実態調査の方針や見直し案の実現手段等について、当局との協議を続けているところ。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者 本位の地域生活支援 (3)生活 を支援す る障害福 祉サービ ス等の充 実	①障害福 祉サービ ス等の円 滑な提供	検討中

委員提案内容				平成31年4月現在の状況	障がい者生活プラン			進捗状況	
分野	課題	提案理由(要約)	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性・具体的取組				
移動支援	おでかけICカード 移行後の調査結 果をふまえたおで かけバス券復活の 検討	おでかけICカード移行後の調査報告による と、おでかけバス券(年間2,000千円)利用者 の半数以上が年間3,600円以上であり、中には 18,000円以上負担をしている利用者が210 名もいることがわかった。再検討する必要が あるのではないか。	IC化以前の市交通局との契 約と、現在の契約の違いを分 かりやすく説明していただくと ともに、負担軽減の方法を検 討していただきたい。 他県などで同様のサービス を行っているのがあれば、調 べて資料として出していただき たい。	熊本市優待証(さくらカード)制度について、 高齢者や障がい者の社会参加の促進等を目的 に実施しているが、事業開始から20年以上 が経過し、この間、障がい者等を取り巻く状 況が大きく変化している。改めて事業の目的 や効果、課題を検証し、今後のあり方につい て検討を行うため、平成30年度に外部有識者 を含めた検討会を健康福祉政策課において 設置し、おでかけICカード移行により負担が 重くなったとの意見への対応についても併せて 検討を行った。 <u>現在、検討会の報告書等をもとに庁内全体 で検討を行っており、なるべく早い時期に制 度の方向性をお示ししたい。</u>	第2編 第2章 【基本目標 2】 質の高い地 域生活の実 現	1 利用者 本位の地 域生活支 援	(3)生 活を支 援す る障害福 祉サービ ス等の充 実	①障害福 祉サービ ス等の円 滑な提供	検討中
災害(熊本地震)	熊本地震からみえ た課題の共有や 改善すべきことの 検討	熊本地震を経験し、色々な課題が顕在化さ れたのではないかと思う。それについて議論 等がどこかで必要ではないか。そして、この 未曾有の震災を経験したからこそ街づくり ができたらと考える。		一部の部会では熊本地震発生直後の会議 で様々な課題について話し合われたり、戸別 訪問等の対応に当たっていただいた。 本市では、熊本地震での経験を活かすとと ともに、改善すべき課題に対応するために、「熊 本市地域防災計画」の抜本的な改訂に合わ せて、「避難所開設・運営マニュアル」の見直 しを行なった。 また、健康福祉局において改定を行った「福 祉避難所等の設置運営マニュアル」の中に、 新たな取組みとして、大規模災害発生時に市 内に6ヶ所ある特別支援学校を「福祉子ども 避難所」に指定すること等を盛り込んだ。 <u>昨年度末に完成した障がい者生活プランに おいても、防災対策及び災害時の支援体制 の項目を充実させ記載している。</u>	第2編 第3章 【基本目標 3】安心して 暮らせる社 会体制の整 備	1 安心・ 安全なま ちづくり	(1)防災 対策の推 進(災害 時の支援 体制の充 実)	—	必要に応 じて検討

委員提案内容				平成31年4月現在の状況	障がい者生活プラン			進捗状況
分野	課題	提案理由(要約)	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性・具体的取組			
情報提供	障がいのある子どもの保護者に対する情報の提供について	障がいのある子どもの保護者が、最初に出会った相談者によって非常に狭い範囲での照会が行われており、特定の指導法へのこだわりからその後のトラブルを生じることもある。さまざまな指導法や療育があることを保護者が理解して、その中から保護者や本人が選択できるようなシステムが必要である。	保護者によりそって、さまざまな指導法や療育に関する情報を提供できるコンシェルジュのような人がいたらと思う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各区保健子ども課の保健師が保護者の悩みに応じて、必要な情報を提供したり、必要時適切な機関につないでいるが、保護者の相談も療育・福祉・教育など幅が広く、相談先も多機関にわたる現状であり、情報の集約が難しい状況にある。</li> <li>幼児健診の事後フォロー等として心理相談員を配置し、個別対応・支援を実施している。</li> <li>子ども発達支援センターでは、保護者や支援者へ情報を提供し、保護者の理解を進め支援者のスキル向上を図るために、ホームページに情報を掲載し、研修会(ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング)を実施している。</li> </ul> <p>保育園、幼稚園、認定子ども園内に発達支援コーディネーターを養成(H30年度までに96%の園に研修修了者がいる。)し、知識・技術更新の研修も実施している。</p> <p>コンシェルジュの設置は良案だが、今できることとして支援者が力をつけていくことに力を入れたい。</p>	第2編 第3章 【基本目標 3】安心して暮らせる社会体制の整備	2 情報提供、意思疎通支援の充実	(1)障がいのある人に配慮した情報提供の充実	必要に応じて検討

## 熊本市障がい者自立支援協議会で取り扱う課題一覧(平成27~28年度提案分)

分野	課題	委員提案内容		平成31年4月現在の状況	障がい者生活プラン			進捗状況
		提案理由(要約)	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性・具体的取組	(2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実		
委託相談支援事業所基幹相談支援センター設置	委託相談支援事業所の評価についての検討が必要。	委託相談支援事業所の評価についての検討が必要。	委託相談支援事業所の評価については「事業報告」という形で現状について書面で報告という形でも良いかと思う。	委託契約の中で業務の遂行状況や業務の水準を確認するため、必要に応じてモニタリング及び実績評価を行うこととしており、平成30年度は平成31年2月にモニタリングを実施し、本会議にて結果を報告予定。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者 本位の地域生活支援	(2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実 ①相談支援事業の充実	実施中
	基幹相談支援センター設置	・基幹相談支援センターの設置要否について議論が必要。 ・委託相談支援事業所、特定相談支援事業所の中心となる熊本市に必要な基幹相談支援センターのあり方を検討する必要がある。	・基幹相談支援センターについては早々にではなく、3年後の再公募の時期辺りに合わせ必要性について検討してはどうか。 ・協議会にて、他県の基幹相談支援センターの情報を収集し、熊本市では、どのような機能を求めるのか議論する。	平成30~32年度の熊本市障がい者相談支援事業業務委託の公募に向けた検討と併せて、基幹相談支援センターの設置について自立支援協議会等で協議を行ってきたところ。平成30年度より、まずはモデル圏域において地域支援事業(地域の関係機関との連携強化や障がい者理解促進、災害時の支援体制構築等の取組み)を実施し、その実施状況等を踏まえ、 <u>全市での地域支援事業実施及び基幹相談支援センター設置の検討を行った。</u>	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者 本位の地域生活支援	(2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実 ①相談支援事業の充実	検討中 (一部実施中)

委員提案内容				平成31年4月現在の状況	障がい者生活プラン			進捗状況
分野	課題	提案理由(要約)	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性・具体的な取組			
相談支援体制強化	計画相談の実態	指定特定相談支援事業所によっては、相談支援専門員1人あたりの計画相談の持ちケースが多く、受入件数を制限せざるを得ない状況であることから、対象者数と指定特定相談支援事業所及び相談支援専門員の人員が見合っているのか、計画相談における件数と質のバランスを見ながら対応する必要がある。	セルフプラン利用への移行を進めるケースも検討してはどうだろうか。	セルフプランは、計画相談支援の導入の趣旨である①専門的知見によるサービス支援を行う②モニタリングにより定期的なケアマネジメント体制をつくる③公平性、中立性を確保するという観点から、本市としては現在のところ推奨していない。 しかし、制度が始まり6年が経過し、件数も大幅に増えてきており、また、平成30年度の報酬改定に伴い、相談支援専門員1人当たりの標準担当件数35件の設定等により、相談支援事業を取り巻く環境は、更に厳しさを増している。 今年度において、計画相談支援の実施状況について詳細を調査するとともに、H30年4月より新設された就労定着支援については、就労定着支援事業所と計画相談支援事業所の役割が一部重複することから、本人の希望を十分に尊重した上で、就労定着支援についてはセルフプランの導入も可とした。就労定着支援以外のサービスについても、H31年度のセルフプランの本格導入も含めた今後の方針について、まずは機能強化員会議において素案を検討中である。素案がまとまり次第、隨時、相談支援部会や区役所福祉課とも協議していく予定。	第2編 第2章 【基本目標 2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援 (2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実	①相談支援事業の充実	検討中
地域移行支援の進みにくさ	地域移行、地域定着支援の利用実績が少ない。退院先がグループホームなど支援者がいる施設の支援では対象にならないという現状があることから、サービスを使いやすくなるための議論が必要。	利用者拡充のための対象者の条件見直しを検討してはどうか。	地域移行支援では、平成30年度の国の事務処理要領において、精神科病院に入院している精神障がい者の要件から「1年以上の入院」という文言がなくなり、入院の期間や形態に関わらず支援の対象であることが示された。また精神障がい者地域移行支援部会において、ポスター・リーフレットを作成し、制度の周知を図っているところであり、引き続き制度の周知と、部会メンバー等へのサービス利用の呼びかけを行っていく。 また、地域定着支援について、本市では平成30年度から地域移行支援の利用を経なくても、地域定着支援の利用を可能とし、サービス利用の増加を図っている。	第2編 第2章 【基本目標 2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援 (1)施設等から地域生活への移行支援	—	検討中 (一部実施中)	

委員提案内容				平成31年4月現在の状況	障がい者生活プラン				進捗状況
分野	課題	提案理由(要約)	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性・具体的取組				
障がい者の高齢化	障がい者と親の高齢化対策	本人の高齢化と併せて親の高齢化の対策が必要。親子で我が家にいて、どこのサービスも利用していない方が、増えてきている。早急な対策が必要である。	将来を見据えた、障害者施設の整備、高齢施設との連携の検討を図る。	<p>地域共生社会への移行を見据え、相談支援事業所等が地域包括支援センターや民生委員等の関係機関と連携し、地域において必要な支援が行き届いていない障がい者に対する支援をより充実させる必要がある。<u>平成30年度よりモデル圏域の熊本市障がい者相談支援センターにおいて地域支援事業を実施し、地域の関係機関との連携強化や障がい者理解促進、災害時の支援体制構築等の取組みを進めている。</u>            これらモデル圏域での事業実施状況等も踏まえながら、全市において親亡き後の支援を含む、障がい児者の生活を地域全体で支える体制を整備するため、平成32年度までの地域生活支援拠点等の整備に向けて、自立支援協議会での協議をお願いしたい。</p>	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実	①相談支援事業の充実	検討中
	高齢化する障がい者対策(65歳問題)	・原則65歳になつたら介護保険のサービスが優先され、利用料も発生する。  ・障がい者の65歳問題を含め、総合支援法と介護保険の制度の中で高齢の障がい者をどのように支えていくか、課題の整理と支えるためのシステムづくりが必要。	各事業所の高齢化の実態・課題等調査。また、総合支援法と介護保険による高齢者を支える仕組みづくり。		介護保険制度との適用関係については、国の通知に基づき運用がなされているところであるが、スムーズな移行に努めてまいりたい。  また、障害者総合支援法の3年後の見直しにより、平成30年度から、介護保険サービスの円滑な利用を促進するため、長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた高齢障がい者の介護保険サービスの利用負担を軽減する制度(新高額障害福祉サービス等給付費)が設けられた。現在受付・支払いに向けて国の通知を確認しつつ、国保連等と協議をおこなっている。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実	①相談支援事業の充実

委員提案内容				平成31年4月現在の状況	障がい者生活プラン			進捗状況
分野	課題	提案理由(要約)	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性・具体的取組			
熊本市障がい者プラン及び福祉計画	障がい者プラン及び福祉計画の検証	<p>新たに策定された熊本市障がい者プランおよび熊本市障がい福祉計画(第4期)が、「PDCAサイクル」により計画の進行管理を行い、熊本市障害者施策推進協議会等で分析・評価を行うとされているが、当協議会で独自に分析・評価を行う必要がある。</p> <p>理由として、①自立支援協議会でも、昨年度の相当の時間をかけて同プラン等の協議を重ねた実績があること ②施策推進協議会に較べて、自立支援協議会には相談支援センターからの委員参加が多く、現場の状況(成功・困難事例ともに)をリアルに掴める利点があることが挙げられる。</p> <p>正しく現状を分析し、的確な見直しを迅速に着手することが求められ、現実的にそれができる組織(機関)は自立支援協議会が最も適していると考える。</p>	<p>プランの二つの重点施策、「生涯を通じたあらゆる分野との連携」と「社会参加促進」が、本当に実現しているのかを、相談支援センターの実例を通して検証し、次年度の見直しに反映させるよう熊本市に申し入れる。</p> <p>教育委員会や医療機関、経営者、民生委員などにも自立支援協議会に参加してもらい、情報の共有化・可視化に取り組むことも必要。</p> <p>第4期計画も進捗具合を毎会議で事務局が報告し、29年度末の計画達成が確実となるよう、協議会で早めの対策を講じる。</p>	<p>昨年7月の障害者施策推進協議会において、障がい者プランに定めた重点施策及び具体的な取り組みについて進捗状況の報告を行った。また、障がい福祉計画については、第4期計画期間の数値目標及び活動指標の実績を示し、達成状況を報告した。</p> <p>障がい者プラン、及び障がい福祉計画の策定等については、障害者基本法等において、施策推進協議会にて調査審議することと定められている。</p> <p>一方、自立支援協議会については、障害者総合支援法において、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、課題等について意見聴取をおこなう場としている。</p> <p><u>そのため、具体的な見直し等に関する議論は施策推進協議会で実施することとしているが、必要に応じ自立支援協議会からも意見を聴取しながら進めることとしている。</u></p>	第1編 第1章 計画の基本的な考え方	6 計画の進行管理		必要に応じて検討
社会資源開発	地域の実情に応じた社会資源開発に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域(熊本市)の実情に応じた社会資源開発に向けた取り組み(現状の把握・評価と新たな社会資源の開発)について、インフォーマルな社会資源の開発も含めて、障がい者・児事業所、各種当事者団体や教育、労働関係者が共に集う自立支援協議会における検討課題としてはどうか。</li> <li>・障がい者(児)福祉サービスの充実を図ってほしい。</li> </ul>	<p>各部会・区役所毎に社会資源、障害福祉サービス内容の現状把握と検証、当事者や当事者団体から意見集約し、熊本市に不足している社会資源を明らかにする。</p> <p>・インフォーマルサービスの充実、必要な福祉サービス内容の検討</p>	<p>社会資源の情報共有、開発については、各部会や各区ネットワーク会議でも検討されているところである。また、平成30年度よりモデル圏域において熊本市障がい者相談支援センターが地域の関係機関との連携により、地域の社会資源や地域課題等について整理を行っている。今後もニーズに合わせた検討を引き続き行う必要があると考えている。</p>	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援 (2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実	⑦関係機関・団体との連携による支援体制の充実	検討中

委員提案内容				平成31年4月現在の状況	障がい者生活プラン				進捗状況
分野	課題	提案理由(要約)	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性・具体的取組				
障害福祉サービス	医療的ケアが必要な児童への支援について  ※H27年度第4回会議意見	重症心身障がい児にはあたらないが、気管切開があり痰の吸引が必要である等、医療的ケアが必要な児童について、幼稚園や学校は看護師が配置されているところが少なく、要望しても配置が難しいため、受け入れがままならない状況にある。  また、重症心身障がい児でないため医療型短期入所事業の対象とならないうえに、通常の養護施設等では看護師の配置がないため受け入れができず、一時預かり等のサービスが利用できずにいる。保護者からそうした声があがっている。何らかの施策を講じていただきたい。		平成30年度障がい福祉サービス報酬改定において、医療的ケア児(者)に対する支援の充実を図るため、看護職員加配加算の創設等のほか、居宅訪問型児童発達支援も新たなサービスとして創設されることとなった。  このようなサービスが十分に活用されるよう、医療的ケア児等への支援を総合調整するコーディネーターを養成するための研修を実施しているところである。医療的ケア児等の支援に当たっては保健・医療・福祉等の連携が必要なことから引き続き重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議とも連携しながら進めていきたい。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	3 保健と医療サービスの適切な提供  (2)適切な保健・医療サービスの充実		①重症心身障がい児・者等の支援の充実	検討中
当事者意見聴取	さまざまな障がいの当事者からのニーズを聞く機会の確保	さまざまな障がいの当事者の方から、直接ニーズを聞く機会があると良いのではないか。  ※ある程度テーマを絞ることも必要。例えば、自立支援協議会や行政機関への要望・制度等へのご意見等。	本会議にも参加できる機会や場面をつくる。アンケート調査の実施。	協議会の判断により意見を聞く場を作ることは可能である。  市としては、県障がい者団体等との意見交換会への参加や、計画策定時の意見聴取等を行っており、今後も必要に応じて当事者の方からのご意見を伺ってまいりたい。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援  (2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実		⑦関係機関・団体との連携による支援体制の充実	実施中